

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

25 February 2021

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 55

「アジア太平洋地域の主要11か国の
移転価格ハンドブック2020」
発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 55 となる本号では、OECD ガイダンスを踏まえた決算前に検討すべきコロナ禍による移転価格への影響、イギリスの EU 離脱と GDPR への影響等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：OECD ガイダンスを踏まえた決算前に検討すべきコロナ禍による移転価格への影響

2. アジア

中国：事業運営におけるコンプライアンス管理を強化する新たな上海不正競争防止規則の施行

3. 欧州

英国：イギリスの EU 離脱と GDPR への影響

英国：ブレクジット後の付加価値税に係る主要な改正論点

フランス：PE 認定に関してフランス行政裁判所争訟部が広汎な認定アプローチを採用

スイス：ESG レポート義務及びデュー・デリジェンス義務の導入

「アジア税務紛争対応
ハンドブック2020年版（英語）」
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続き、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. 日本

OECD ガイダンスを踏まえた決算前に検討すべきコロナ禍による移転価格への影響

2020年12月18日、OECDは、「新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格執行ガイダンス（以下、「本ガイダンス」）」を公表した。コロナ禍により多くの多国籍企業の業績が大きく影響を受けた中で、多くの日系企業の決算月である3月末まで1か月を残すばかりとなった。各国政府において前例を見ない規模での財政赤字が増大しており、コロナ後の移転価格調査の圧力が増すことが懸念される中で、国内外の移転価格リスクを管理していくために、概念的な本ガイダンスのポイントを押さえつつ、プラクティスを考慮した落とし込みが不可欠となる。本稿ではOECDガイダンスの主要ポイントを解説すると共に、実務への適用可能性等を検討する。

本ガイダンスの位置づけと枠組み

本ガイダンスはBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）に関する137か国のInclusive Frameworkによって策定・承認されたものであり、各国の税務当局がコロナ禍の移転価格への影響について、OECD移転価格ガイドラインに基づく独立企業間原則をいかに適用すべきかについての共通見解を示したものとなっている。構成としては(i)比較可能性分析、(ii)損失及びコロナに係る固有の費用の配賦、(iii)政府支援プログラム、(iv)事前確認（APA）プログラムの4つのパートからなる。本稿では主要パートである(i)比較可能性分析、(ii)損失及びコロナに係る固有の費用の配賦、(iv)事前確認（APA）プログラムに焦点を当てることとする。

比較可能性分析

1. 比較可能性分析をサポートするためにどのような情報が必要か

原則的には、納税者の事業、産業、関連者間取引に及ぼす影響に関する入手可能なあらゆる公開情報が、比較可能性分析をサポートする上で有益となる可能性が指摘されている。具体的には、売上の増減に係る分析、稼働率の変化に関する分析、追加費用の分析、政府援助を受けた場合の内容・影響及び会計処理、価格及び関連者間の業績に影響を与える政府介入、比較対象取引に関する四半期決算等の情報、マクロ経済情報、統計分析（回帰分析等）、売上やコスト等の予実の比較分析、収益性や第三者の行動に関する過去の不況期に見られた又は今期に入手可能なデータ、といった項目が掲げられている。

実務面からのコメント：検証対象取引に係る予実分析を除くと、データベース等で比較的入手が容易な、同時期にコロナの影響を受けた四半期決算に係る比較対象取引のデータが信頼性の観点から有益であろう。ただし、季節性要因が大きい産業やそもそも同一市場の比較対象企業を選定されていない場合には注意が必要である。

2. 予算と実績の差異を用いて独立企業間価格をサポートできるか

コロナによる収益、費用及び利益に与えた影響を概算する上で、予算と実績の比較を使用するアプローチが示されている。コロナが無ければ達成されたであろう結果を示すことで、コロナの影響を特定し、関連当事者間で果たす機能と負担するリスクに応じて、その影響をどのように分担すべきかを兼用する上で有益であるとされている。

実務面からのコメント：実務上もっとも入手が容易な情報は、検証対象取引に係るコロナ前後の売上、費用及び稼働率の予実分析であると思われる。注意点として、コロナ前の予算が目標値のように実態と乖離している場合には

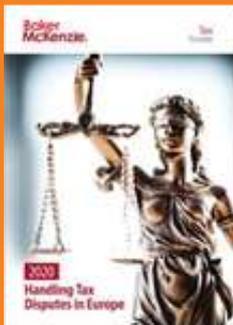
「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



データの信頼性の観点で問題が指摘されることが予想されるため、信頼性のある予算であったことが重要となるであろう。また、本ガイダンスに依拠して予実分析をコロナ禍の影響を示すサポート資料として主張することは可能であると考えられるものの、恐らく単独では信頼性が不十分であり、比較対象取引のデータ等を用いて複合的に価格の妥当性をサポートしていくことが必要と思われる。

3. 分析におけるタイミングの問題

第三者間の同一事業年度の情報が最も信頼性のある情報とした上で、取引単位営業利益法（以下、「TNMM」）を用いる場合には、データベースの過去の情報に依拠していることから課題となることが指摘されている。そのため、納税者は当年度の情報をできる限り利用して比較可能性分析を実施する必要がある。

実務面からのコメント：コロナの影響が大きい場合、過年度の移転価格文書で上場企業を比較対象企業として選定していたのであれば直近の中間決算とコロナ前の中間決算を比較し、検証対象の利益率がサポートできそうか否かを検討するといった対応が有益であろう。

4. 比較対象取引の情報不足に対処するためのアプローチ

関連者間取引に対するコロナの具体的な影響を考慮していない過年度の非関連者間取引のデータは、今期に対する十分に信頼できるベンチマークとはならない可能性を指摘している。その上で、比較対象取引の情報不足に対処するために、以下のアプローチを例として提供している。

- 独立企業間価格を合理的に見積もるために同時期に得られる情報によって補足された合理的な商業上の判断の使用を認めること
- 税務当局は、法律上において許容される場合には、納税者が移転価格の申告調整をすることを認めること（通常時とは異なり自主的な修正について税務当局は柔軟な対応を認めることを検討するべきであり、相互協議等の紛争解決手段を利用可能にすることで二重課税を回避できるよう配慮するべきである。）
- 補助的な移転価格算定方法を使用すること（必須ではない）

実務面からのコメント：米国や一部の欧州諸国を除けば、事前の合意なきTNMMの結果に基づく遡及的な移転価格の修正は、紛争を招く可能性が高い。通常の法人税調査を想定すると、現場の調査官が本ガイダンスを把握していない可能性も高く、赤字を原因とした調整は慎重に対応する必要がある。一方で、米国、欧州諸国、日本においてもスタートアップを除く連続した赤字は移転価格の問題として結び付けられるケースが頻発しており注意が必要である。子会社が赤字の場合には、単純にTNMMを適用するのではなく、事案によって親子間の双方で赤字のため所得移転の蓋然性が低いことや同一市場の同業他社も赤字であること等を含め、複合的な視点で価格の妥当性をサポートしていくことが求められる。

5. 過去の経済危機年度のデータは使用可能か

コロナ禍は例外的な事象であり、原則的には2008年から2009年の世界的金融危機など他の経済低迷期とは比較が可能ではないとされている。

実務面からのコメント：過去の経済危機との比較において、影響を受けた業界は大きく異なるため単純な比較は困難であろう。一方で、コロナの影響で例えば売上が一定割合減少した場合、過去に市場において同程度の割合で売上の減少があった独立法人の利益率を比較すること等は有益かもしれない。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



6. 複数年のデータの使用

コロナ危機前後で経済環境は大きく変わっており、コロナの影響が顕著であった期間についてはそれ以前とは区切って分析することが一般的に適切だとされている。また分析の際には比較対象企業が同様の事業活動の制限や条件に直面しているかといった点にも注意が必要である。

7. 後続年度での価格調整メカニズムについて

不確実性や情報の欠如に対する潜在的な解決策として、事後的な価格調整メカニズムを組み入れることが挙げられている。これは、より正確な情報が利用可能となった後続年度において、今期の移転価格の調整を加えることを想定したものである。価格調整を適用することが独立企業間原則に合致すると考えられる時には、当該価格調整が適切であるとみなされるべきであるとしている。ただし、価格調整においては比較可能性を十分に検討することや間接税・関税への影響の検討も必要であるとしている。

実務面からのコメント：多くの国のこれまでの実務において、期を跨いだ後続年度での調整はほとんど認められていない。法人税法における年度帰属の問題を考慮すると、現実的には期を跨いで過去の移転価格の調整を行うことのリスクは低くないであろう。実際に複数年での調整を模索する場合にはAPA等での交渉が推奨される。

8. 比較対象取引の見直し

納税者が過年度に選定した既存の比較対象取引を繰り返し使用している場合には、今年度についてはコロナの影響を大きく受けている可能性もあることから、比較対象取引の比較可能性を見直すことが必要であるとされている。

9. 赤字企業を比較対象取引として使用

比較可能性の基準さえ満たしていれば、コロナの影響で赤字を計上している点のみを理由に比較対象取引として除外すべきではないとしている。加えて、赤字の比較対象取引が信頼に足ることがその取引の正確な描写によって示される場合には、赤字の比較対象取引を含めることが適切かもしれないと示唆している。

実務面からのコメント：移転価格プラクティスにおいて、TNMM/CPMの検証対象とされる法人の比較対象取引の選定においては連続赤字企業を除くといった基準を設けることも少なくないが、コロナ禍においては赤字の比較対象取引を含めるという可能性がOECDから示唆されたことは納税者にとっては朗報といえよう。

損失とコロナ特有の費用の配分

コロナ禍により生じた損失の配分は、紛争を生じさせる要因になることを指摘した上で、損失とコロナ特有の費用の配分に係る問題においては以下の3つの点を考慮する必要があるとしている。

1. リスク配分

リスク配分が独立企業間原則に従って取引から生じる利益又は損失の配分に影響を与えることを強調した上で、既存のリスク分析に関するガイダンスが、関連者間での損失をどのように分配するかを判断する際に、特に関連があるとしている。

2. 独立企業間における特殊費用・一時費用をどのように分担するか

比較可能な状況において独立企業間であればどのように運営しているかに基づき、当該費用を分担すべきだとしている。また、営業費用か営業外費用か

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド(無料)をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



に差異があれば、比較対象取引との間で再調整が必要になる可能性がある」と指摘している。

3. 不可抗力条項の適用、関連者間契約の見直しや再交渉

コロナ禍は不可抗力条項の適用、関連者間契約の見直しや再交渉も、検討する状況にあり、これらもグループ内の損失や費用配分に影響を与えるため、慎重な検討が必要であるとしている。

リスク限定的販売会社(LRD)の損失について

本ガイダンスでは、限定的なリスクの取り決めの下で運営されている販売会社(LRD)のケースを具体的に取り上げており、以下の点を強調している。

- OECDガイドラインにはLRDは定義されておらず、それぞれのFAR(機能・リスク・資産)は異なるかもしれない。そのような中で、LRDが損失を負担すべきか否かを一般的なルールとして確立することは不可能であり、事実関係、契約上の規定をケースバイケースで分析する必要がある。コロナ禍により損失を被ったLRDを持つ納税者にとって、独立企業間での取引を前提とした損失の裏付けが可能であれば、ある程度の救済措置を与えるのではないかと。
- 損失が、強固な比較可能性分析と契約上の規定によって裏付けられていれば、短期的にLRDが損失を発生させることは可能である。
- LRDが損失を負担すべきか否かは、その企業が一般的に想定しているリスクによって大きく左右される。例えば、ある種の市場リスクを想定している限定的なリスクを持つ販売業者は、コロナ禍の結果、需要が減少したために損失を被る可能性がある。逆に、LRDがリスクを負担していない場合には、需要の減少に伴う損失を負担することは適切ではない。最終的には、損失の決定は、状況に応じて最も適切な移転価格算定方法に従った比較可能性の分析に基づくべきである。
- LRDへの損失負担を検討している多国籍企業は、そのアプローチが、(1)コロナ以前のリスク配分を反映しているか、あるいは、新たなリスク負担や企業が行う活動を反映した最新の事実関係分析によって裏付けられるか、(2)適切な比較可能性分析によって支持されていることを確認すべきである。

APAプログラム

合意済みのAPA及び協議中のAPAに分けてガイダンスが示されており、その主要な点は以下の通りである。

1. 合意済みのAPAへの影響

- コロナによる経済的環境の変化があっても、課税当局及び納税者の双方とも、自動的に既存のAPAを無視したり変更したりすることは出来ない。
- コロナ禍による業績の低迷は必ずしも重要な前提条件の抵触に該当しないが、コロナに起因する混乱や政府規制は場合によっては重要な前提条件の抵触に該当する可能性がある。重要な前提条件の抵触は個別に判断する。
- 重要な前提条件の抵触があった場合を除き、合意済みのAPAは原則的には維持され、尊重されるべきである。納税者は、まず課税当局と話しあうべきであり、重要な前提条件に抵触したと独自の判断を下して信頼性の低い価格調整等を行うべきではない。

- 重要な前提条件に抵触した場合、OECD 移転価格ガイドラインでは、APA の改定、APA の取り下げ（取り下げ日まで適用）、APA の取消（APA が遡及的に取り消される）が想定されている。
- APA の改定としては、単年度検証を累積年度検証（タームテスト）に変更することや、APA の対象取引を統合して検証することなどが考えられる。

2. 申請中（協議中）の APA への影響

- 納税者と税務当局は柔軟かつ協力的なアプローチを模索するべきとしている。
- 対応方法として、例えば (i) コロナの影響を受ける前と後に区切って分析する方法、(ii) 将来年度においてコロナの影響が明確になった場合は遡及的に APA の内容を修正するという条件をつけて、コロナの影響年度を含めた APA に合意する方法、(iii) 累積年度検証やより長期の APA 期間を合意することで損失の平準化する方法等が示されている。
- APA は税務上の確実性を高め、効果的に税務紛争を予防する手段であるとしている。

実務面からのコメント： ガイダンスはコロナにより損失を被った納税者に寄り添ったものであると言える。APA で合意された利益率が維持できない、あるいは将来年度の不透明性が高いといった場合にも、APA を諦めるのではなく課税当局と早めに話し合い、解決方法を見つけることを推奨する。ガイダンスは課税当局に柔軟性を持つことを提言しており、課税当局との APA に係る交渉においても本ガイダンスをサポート材料とすることが考えられる。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

中華人民共和国

事業運営におけるコンプライアンス管理を強化する新たな上海不正競争防止規則の施行

2021 年 1 月 1 日から新たな上海不正競争防止規則（以下、「本規則」）が施行され、上海のすべての事業者はその内部統制及びコンプライアンス管理の強化を求められている。

本規則は、国家レベルで不正競争防止法が 2018 年に改正されて以降、初の地方レベルでの規則の改正であり、商業贈収賄の防止及び執行、並びにコンプライアンス・リスクの管理に重大な影響を及ぼす。具体的なキーポイントとしては、①法令上、事業者にコンプライアンス・プログラムの策定と促進が義務付けられ、商業贈収賄の防止が、かかるコンプライアンス管理の明確な要件とされた点、②当局に商業贈収賄防止コンプライアンス・プログラムの実施状況を検査する権限が付与された点、③コンプライアンス・プログラムの策定及び促進に関する業界団体・当局からの指導に重要性を付加している点が挙げられる。

中国における事業展開への影響

本規則第 24 条は、事業者が「内部統制及びコンプライアンス管理を強化し、不正競争行為を意識的に回避しなければならない」旨を具体的に規定している。

コンプライアンス・プログラムの規定が中国の法規制に導入されたのは初めてのことであり、米国の海外腐敗行為防止法（以下、「FCPA」）や英国の

贈収賄法（以下、「UKBA」）の同様の規定に沿ったものである。しかしながら、FCPA や UKBA とは異なり、実効的なコンプライアンス・プログラムを策定していたからといって本規則に基づく責任が軽減・免除されるかどうか、また、実効的なコンプライアンス・プログラムの策定の欠如が責任又は罰則の根拠となるかどうかについては、本規則において言及されていない。

もっとも、商業贈収賄に関する当局による調査において、企業のコンプライアンス・プログラムの実施状況を検査する権限が当局に与えられており、中国の事業者は、実効的なコンプライアンス・プログラムの実施を早急に行う必要がある。当局の調査において、企業が実効的なコンプライアンス・プログラムを実施していたことを当局に示すことが出来るようにしておくことは有益であり、従業員によるコンプライアンス・プログラム違反の事案が認定された場合でも、企業の責任を軽減する方向に作用することが期待される。

その他検討すべき措置

調達、報告体系、政府関係者とのやりとりに関するコンプライアンス・ポリシーを導入することに加え、以下の事項を検討することが推奨される。

- 中国労働契約法によって義務付けられる手続き面の見直し
- コンプライアンス研修の充実・強化
- 実効的な財務統制の確立及び確保
- 第三者パートナーの信用性の管理

また、本規則では、企業がコンプライアンス・プログラムを確立し、促進する際に役立つよう、業界団体や当局がガイダンスを提供することを重視しており、中国の事業者は、それらのガイダンスにも注目をする必要がある。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

英国

イギリスの EU 離脱と GDPR への影響

イギリスの EU 離脱後、今までイギリスにも適用されていた、EU の一般データ保護規則（以下、「GDPR」）に基づく個人情報の取扱いはどう影響を受けるだろうか。イギリスと欧州連合が 2020 年 12 月 25 日に公表した貿易協力協定 (Trade and Cooperation Agreement) に基づき、GDPR は、イギリスが EU を離脱した後も最大 6 か月間（2021 年 7 月 1 日まで）（以下、「猶予期間」）イギリスにおいて適用される。もっとも、2021 年 1 月 1 日からは、イギリス及びそのデータ保護機関 (Information Commissioner's Office)（以下、「ICO」）には、いわゆる one-stop-shop 措置は適用されない。また、EU 加盟国からイギリスへのデータ移転を伴う事業がある場合、その中断を避けるためには、今までの措置に代わる、適切なデータ移転措置が必要となる可能性がある。

この点、イギリス政府は、欧州連合から充分性認定を受けることを目指しており、猶予期間が満了するまでに充分性認定を受けられた場合には、欧州連合からイギリスにデータを移転するのに特段の措置は不要であり、移転されるデータについては引き続き GDPR の各規定を遵守していくことになる。

これに対し、猶予期間が満了するまでに充分性認定を受けられなかった場合、イギリスが EU 加盟国であった期間及び猶予期間に EU からイギリスに移転したデータ（いわゆるレガシーデータ）については、引き続き GDPR の

各規定が適用される。しかし、猶予期間満了後にEUからイギリスに個人データを移転するには、適切なデータ移転措置を取る必要がある。

まず、独立した企業間のデータ移転においては、適切なデータ移転措置として、標準契約条項（Standard Contractual Clauses）（以下、「SCC」）を締結することが一般的である。なお、SCCの締結にあたっては、欧州司法裁判所の Schrems II 判決を考慮し、移転先の国（例えば、イギリス）がEUと同等に十分な保護水準を確保しているかを個別に検討する必要がある。その判断指針として、欧州データ保護委員会（以下、「EDPB」）が以下の勧告を公表している。

- [Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data](#)（2020年11月11日公表）
- [Recommendations 02/2020 on the European Essential Guarantees for surveillance measures](#)（2020年11月10日公表）

また、EDPBは、欧州データ保護監督官（以下、「EDPS」）と共同で、2種類のSCCに関して、以下の意見を公表している。

- [EDPB-EDPS Joint Opinion 2/2021 on standard contractual clauses for the transfer of personal data to third countries](#)（2021年1月14日公表）
- [EDPB-EDPS Joint Opinion 1/2021 on standard contractual clauses between controllers and processors](#)（2021年1月14日公表）

次に、関連会社間のデータ移転であれば、適切なデータ移転措置として、拘束的企業準則（Binding Corporate Rules）（以下、「BCR」）に依拠することも可能である。この点、EDPBは、ICOを「主たる監督機関」としている企業のBCRについて、以下の情報提供を行っている。

- [Information note on BCRs for Groups of undertakings / enterprises which have ICO as BCR Lead SA](#)（2020年7月22日公表）

なお、EU加盟国から非加盟国へのデータ移転は、GDPR第49条の例外規定に依拠する余地もあるが、例外が原則化することを避けるため、データ保護当局は同条を厳格に解釈している。よって、企業としては、SCCやBCRといった適切なデータ移転措置を取ることを目指し、それが不可能である場合に例外規定を検討し、いずれに依拠することもできない場合には、データ移転を中止せざるを得ない、ということとなる。

[最初のページに戻る](#)

英国

ブレクジット後の付加価値税に係る主要な改正論点

概要

2021年1月1日、英国は、ブレクジットに伴い、EUの付加価値税（以下、「VAT」）制度を離脱した。英国は、自身のVAT制度を維持しているが、現在はEU域外の第三国であるという建付けで運用されている。英国政府が、英・EU貿易協力協定（Trade and Co-operation Agreement）（以下、「TCA」）に合意したことで、英国におけるVATそのものの原則的な取扱いについては、ブレクジット前と比べても変化は生じない。但し、TCAにはVATに関する最低限の事項しか盛り込まれておらず、また、（北部アイルランドが関与する貿易を除き、）英国は殆どの点において、EU域外の第三国として扱われるとされている。

英国がEUのVAT制度を離脱したことにより、多くの変更が生じ、企業に影響を与えることになる。本稿では、英国のVATに係る主要な改正論点を中心に概要を解説する。¹

- ① **金融機関によるVATの控除/還付：**
EUの顧客に金融・保険サービス（Specified supplies）を提供する英国企業は、従前その支払ったコストに係るVATの控除/還付に一定の制限がかかっていた。ブレクジットにより、英国の金融機関においてVATの控除/還付を受けることが出来るようになる。
- ② **オンライン商品販売に係るVAT：**
EU域内の事業者が英国へ商品の販売を行う場合、従前適用されていた遠隔地販売規定（distance selling regime）は適用されなくなる。EU域内の事業者は英国で登録を行うこととなり、販売時にVATが課税されることになる。英国の消費者向けの商品販売を取り扱うオンライン・マーケットプレイスは、それらの英国での売上に対するVATの処理が必要となる。この英国におけるVATの適用関係の変更に伴い課せられる帳簿保存及び請求書発行の義務は、これらのEU域内の事業者及びオンライン・マーケットプレイスにも適用される。
- ③ **北部アイルランドの関連する物品貿易：**
北部アイルランドは、引き続き、EUのVAT制度に従うものとして取り扱われる。例えば、北部アイルランドと英国の他の地域間、又は北部アイルランドとEU間の取引には、特別なVAT制度が適用される。

また、英国内で取引を行う企業が英国のVATの観点から留意すべきその他の論点についても解説する。

詳細

ブレクジットにより英国は、EUのVAT制度に関わらず、英国においてVAT制度の改正を自由に行うことが出来るようになった。2021年1月1日以降に適用される主な変更点は、次の通りである。

1. 金融機関によるVATの控除/還付

EU域内の顧客に対して金融・保険サービスを提供する英国企業は、その生じた費用に係るVATの控除/還付をする権利を享受できるようになる。これと同様に、英国の顧客に対して金融・保険サービスを提供するEU域内の金融機関もその生じた費用に係るVATの控除/還付をする権利を享受できるようになる。これらのことから、（英国及びEU域内の）金融機関は、自身や顧客のVATコストを軽減、最適化するために、契約上の取り決めを見直すことが望ましいと考えられる。

なお、ブレクジット後の英国VAT制度においては、特定の国境を越えた役務の提供や資産の譲渡に対してVATは課されない。具体的には、英国企業がEU域内の顧客に役務を提供する場合、従前の制度では課税されることがあったが、それらは今後英国VATの対象外であるものとして扱われる。これは、金融・保険機関の一定の顧客にとっては、かなりのコスト削減になる可能性がある。

2. オンライン商品販売に係るVAT

この内容については、本ニューズレター第50号において解説しているため、本稿では割愛する。

¹より詳細な内容については、ベーカーマッケンジーロンドン事務所のニューズレターを参照されたい。

3. 北部アイルランドに関連する取引の取扱い

北部アイルランド議定書（以下、「議定書」）を実施するとともに、EUに対する第三国としての英国のVAT制度の継続的な運用を確保するため、多くの改正が英国のVAT制度についてなされた。北部アイルランド議定書は北部アイルランドの独自の立場を規定しており、それにより物品の取引に関するEUのVAT制度との整合性が保たれている。その一環として、北部アイルランドと英国の間を移動する物品は輸出入として扱われる一方、EUと北部アイルランドの間を移動する物品については、VATの簡素化及びEU域内ルールが引き続き適用される。北部アイルランドに関して認識すべき重要なポイントは、以下の通りである。

- 英国歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs）（以下、「HMRC」）は引き続き北部アイルランドにおける徴税を主導し、英国におけるVATの登録は、北部アイルランドと英国の両方をカバーすることとなる。
- HMRCが議定書の中で既に特定していない限り、北部アイルランドとEUの間で行われる商品の供給、購入又は移動についてHMRCに通知する必要がある。商品が議定書に従って取引される場合、EUの顧客又は仕入先とやり取りを行う場合には、英国のVAT登録番号に「XI」のプレフィックスを付す必要がある。
- 北部アイルランドと英国の間を移動する商品販売は、商品の輸出入として取り扱われるが、その販売は課税取引として取り扱われ、販売元は申告義務を負う。
- 北部アイルランドを経由して英国からEUに販売された商品のVATの取扱いは、商品の権利の移転が行われる時点で、商品がどこに位置しているかにより定まる。このため、VATの観点から効率的な商流／物流を構築する必要がある。
- 企業が自社の商品を北部アイルランドと英国の間で（販売することなく）移送する場合、どちら宛に移送されるかによって取扱いが異なる。北部アイルランドから英国へ移送される商品についてはVATを計上する必要はないが、英国から北部アイルランドに移送される商品については、北部アイルランドへの輸入としてVATの申告対象となる。
- EUと北部アイルランドの取引を含むサプライチェーンにおいては、三角取引のようなEU域内の簡素化措置の利用を検討すべきである。

4. その他主要なポイント

- EUから英国に移動した商品については、一般的に輸入VATの対象となり、輸入申告を行う必要がある。これは、企業のキャッシュフローに影響を与えることとなると思われる。
- 外国企業は、2021年1月1日前に英国で発生した費用についてのVATの還付を請求する目的において、2021年3月31日午後11時までは、引き続きEUのVAT制度を利用することができる。それ以降は、英国のVAT登録をしていないEU企業は、英国のVATが発生した場合、都度、還付の申請を行う必要がある。UKのVAT制度による還付には追加の要件が付いており、可能であれば、企業はEUのVAT制度に基づく還付を利用することが望ましいと考えられる。
- EU域内の消費者に供給されるデジタルサービスについて申告するために英国でMini One Stop Shop（以下、「MOSS」）に登録されていた企業は、EU加盟国においてMOSSに登録する必要がある。EU加盟国においてMOSS登録を行っているEU域内の企業は、英国の消費者に供給

されるデジタルサービスについて英国において VAT 登録を行い申告する必要がある。

- 2021 年 1 月 1 日前になされた欧州司法裁判所の判決は、英国裁判所を拘束する権限を持ち（それらが法律上の関連性を有する限りにおいて）、英国最高裁判所の判決と同じ重みを与えられる。しかし、最高裁判所は、一定の場合には、判例と異なる判断をすることができ、英国政府は、控訴院も同様に欧州司法裁判所の判例と異なる判断をすることを認める意思を確認した。今後、欧州司法裁判所の決定は英国裁判所の判決に一定の影響は与えるものの、拘束力を持つものではない。

小括

企業は、2021 年 1 月 1 日に発効した英国の VAT 規則の広範な改正が自身にどのような影響を及ぼすかを検討するため、今後英国政府の動きを注視する必要がある。また、当面は、追加的なコンプライアンス義務が生じることを認識する必要がある。将来的には、VAT の観点から最適な取引フローを構築するために、より長期的な視座に立脚してプランニングを行う必要があると思われる。

[最初のページに戻る](#)

フランス

PE 認定に関してフランス行政裁判所争訟部が広汎な認定アプローチを採用

2020 年 12 月 11 日、Conversant/ValueClick 事件に関するフランス行政裁判所争訟部（Conseil d'Etat）²の判決が下された。同事件における争点は、端的に言うとアイルランドのデジタルサービスの提供を業とする法人に対する、フランスに設立された関連法人から提供されるサービスに関する法人税（以下、「CIT」）及び付加価値税（以下、「VAT」）の Permanent Establishment（恒久的施設）（以下、「PE」）の認定方法についてである。

同事件のように、他の国に所在する関連法人からサービス提供を受ける事例は巷間多く存在する事例であり、特にフランスに関連法人を有する本邦企業については、今回フランス行政裁判所争訟部判決が取った PE 認定アプローチに留意する必要がある。

行政控訴院³判決の内容

行政控訴院（Cour administrative d'appel）の判断は、フランスに PE は存在しないというものであった。すなわち、アイルランド法人である ValueClick 社は、フランスに関連法人である ValueClick France を有するが、フランスの関連法人はアイルランド法人（本社）の活動を遂行するのに十分な資源を有しておらず、また、本社を拘束する権限も有していなかったことに言及し、フランスの CIT 及び VAT の観点から、フランスには同社の PE は存在しないという判決を下していた。

行政裁判所争訟部の判決の意義

行政裁判所争訟部は同行政控訴院判決の内容を覆した。詳細は以下で述べるが、余談として、フランス国内では特にデジタルエコノミーに対する課税の

² フランスにおける行政事件に係る最高裁判所。

³ フランスにおける行政事件に係る第二審を管轄。

在り方⁴が大きく議論的とされているが、今回の行政裁判所争訟部の判決は、これらデジタルエコノミーに対する課税に関して従前議論されていたものとは異なる観点からの判断となった。

行政裁判所争訟部は、租税条約の規定に関する広汎な解釈方法及びVATに関するPE認定の在り方を規律するEU法に関して従前とは異なる解釈視点を提示している。

行政裁判所争訟部の判決の概要

行政裁判所争訟部の判決の概要は以下の通りである：

同判決は、フランスの関連法人がアイルランド法人の代理人PEとみなされるのは、自らの決定によって、自己の活動に属する商業的取引関係にある外国の事業体を拘束する権限を有する場合であって、当該取引に関して当該外国事業体（本件ではアイルランド法人）が当該決定に拘束される（裁量を有さない）場合であるとした。また、フランスの関連法人がアイルランド法人の名義で正式に契約を締結したか否かという事実は、PE認定との関係では無関係であると述べている。

また、行政裁判所争訟部は、自らの判断アプローチはOECDモデル租税条約コメンタリーの内容に沿うものであると述べている。なお、同裁判所は、アイルランド・フランス間の租税条約の後に制定されたモデル租税条約コメンタリーの内容にも言及しており、これまでのフランスにおける判例法等の内容を考慮すると、問題となる租税条約の後に制定されたコメンタリー・解釈の内容に言及することが許されるならば、租税条約の解釈上の困難が生じうるとの指摘がされているところである。

行政裁判所争訟部は、VATについて、フランスの関連法人は、(i) 広告主との契約締結を決定することができたことから、広告サービスを自律的に提供するための人的資源を有していたと認定し、かつ、(ii) 技術的インフラ（サーバーやデータセンターを含む）がフランスにない場合でも、フランス企業の従業員による顧客アカウントの作成、パラメータ設定及び管理により、（外国事業体の関与なしに）技術的機能にアクセスすることができたことから、自律的に広告サービスを提供するための適切な技術的資源を有していたと認定した。行政裁判所争訟部は、問題となるサービスが、外国事業体のPEに関連している限りにおいて、当該関連性が、サービス提供者の事業提供地との関連性に比べて経済的合理性を有するか否かを調査する必要はないとしている。

小括

最後に、同裁判所は、外国事業体のフランスにおける固定的施設の存在の有無について認定を行っていないことにも注意が必要である。周知のとおり当該アプローチはPE認定に関してよく採用される判断手法であり、本件でもフランス国税当局によって課税の根拠とされていた判断手法であった。

同判決の内容を踏まえると、フランス税務当局としては、今回の事件のような状況では、フランス企業の収益を増加させる方向での移転価格課税を行う方法の他、あるいは本判決のようにPEの存在を認定することによって課税を行うという2つの方法を選択できることになると思われる。但し、移転価格課税の場合、課税対象となる増加収益はフランス企業に関するものである

⁴ BEPSプロジェクト、MLI（いわゆるBEPS防止措置実施条約）、デジタルサービスタックスに関するPillar 1、Pillar 2等。

のに対し、PE 課税の場合、外国事業体の有する PE に帰属する収益に関するものであるという点で、必ずしも両者は同一でない点に留意が必要である。

なお、本判決の内容を踏まえ、同事件は行政控訴院に差し戻されている。

[最初のページに戻る](#)

スイス

ESG レポート義務及びデュー・デリジェンス義務の導入

概要

スイスの有権者は、2020 年 11 月 29 日に開催された国民投票において、EU 型の ESG レポート義務及びデュー・デリジェンス義務の導入に賛成し、いわゆる「責任ある企業イニシアチブ」の導入には反対した。このイニシアチブが導入されていれば、サプライチェーン全体にわたる国際的な人権及び環境基準の違反行為に対する民事責任制度に変容をもたらしていたであろうが、今回選択されたアプローチの下でも、子会社等を含む企業全体にわたる ESG レポート及びデュー・デリジェンスに関する実質的な義務は、全く軽いものではない。このアプローチに影響を受ける会社は、2023 年度のうちに新たな義務を適用しなければならなくなることが予想される。

新 ESG 法の義務の内容と適用対象

1. ESG レポート

ESG レポート義務は、スイスに本拠地を置く上場会社、銀行、保険会社その他の規制対象金融機関等の公益性のある会社及びスイス国内外に本拠地を置くその子会社で、①年間平均で少なくとも 500 人の正規職員を有し、かつ、②2 年連続で、20,000,000 スイスフランを超える資産を有する会社又は 40,000,000 スイスフランを超える収益を有する会社に適用される。新レポート義務の対象となる会社を親会社とする会社又は外国法に基づく同等のレポート義務の対象となる会社は、追加でレポートを作成する必要はない。

ESG レポートには、会社の事業及びその活動が環境に与える影響（CO₂削減目標を含む）、従業員に関する社会的関心、人権の尊重並びにバリューチェーンにわたる腐敗との闘いを理解するための情報を記載する必要がある。

ESG レポート義務は、当初から指摘されているように、また、レポートの必要的記載事項の例示リストから伺えるように、EU 非財務開示指令（指令 2014/95）をモデルにしている。具体的には、以下の項目の記載が求められる。

- 会社のビジネスモデル
- 自らの事業運営から生じる主要な ESG リスク及び（自社と関連し、相応な場合には）その取引関係、製品又はサービスから生じる主要な ESG リスク
- 実行したデュー・デリジェンスを含む ESG リスクに対処するために採られた方針
- 当該方針の結果
- ESG リスクへの対応に関して適用された非財務主要業績評価指標

ある ESG リスク分野に対処する方針がない場合、当該方針が欠ける理由を記載しなければならない。会社の事業活動が当該分野で懸念を引き起こさないと評価することが、唯一の説得力のある説明である。

ESG レポートは、スイスの公用語の 1 つ又は英語で作成する。取締役会及び株主総会の承認を得なければならない。また、10 年間、電磁的方法で公衆の閲覧に供されなければならない。しかし、会社の財務諸表とは異なり、監査はされない。

2. 紛争鉱物及び児童労働に関するデュー・デリジェンス及びコンプライアンスレポート

スイスに登記上の事務所、中央機関又は主たる事業所を有する会社であって、①紛争地域若しくは危険性の高い地域から錫（すず）、タンタル、タングステン若しくは金を含有する鉱物若しくは金属を輸入若しくは加工する会社、又は②ある製品若しくはサービスのために児童に労働を行わせていると疑うに足る合理的な理由がある場合において当該製品若しくはサービスを提供する会社は、そのサプライチェーンに関するデュー・デリジェンス及び年次レポート義務を順守しなければならない。これらの義務は、原則として、会社の規模に関わらず適用されるが、スイス政府は、一方で紛争の可能性のある地域から少量の鉱物を輸入する場合の例外を設ける権限を有し、他方で、中小企業及びサプライチェーンにおいて児童労働にさらされるリスクが限定された企業体に関する例外を設ける権限を有する。加えて、例えば、会社が OECD 多国籍企業行動指針 や関連する分野別ガイダンスなどの国際的に認められている指針等に準拠している場合には、さらなる例外が認められる可能性がある。

デュー・デリジェンス義務を遵守するためには、適用要件に該当した会社は、そのコンプライアンス・プログラムにおいて、効果的なデュー・デリジェンスや追跡プロセスを含む方針及びプロセスが含まれており、紛争鉱物や金属及び／又は児童労働に関わる製品やサービスの調達に関連するサプライチェーン全体のリスクに対処していることを高いレベルで確認しなければならない。紛争鉱物の分野におけるデュー・デリジェンス措置の実施については、独立した専門家の監査を受けなければならない。

さらなる詳細は、スイス連邦議会が発令する施行規則にのみ記載される。

取締役会は、デュー・デリジェンス措置の実施に加え、会社がこれらの措置を遵守していることをコンプライアンスレポートとして報告しなければならない。もっとも、ESG レポートとは異なり、このコンプライアンスレポートは、株主総会の承認は不要である。また、コンプライアンスレポートは、スイスの公用語の 1 つ又は英語で作成し、10 年間、電磁的方法で公衆の閲覧に供されなければならない。

3. 一次産品採取企業から政府への支払いについてレポート義務

上述したレポート義務の他に、2021 年 1 月 1 日から、スイスの会社法改革の一環として、通常の監査を受け、直接的に又はその子会社を通じて間接的に鉱物、石油、天然ガス又は原生林からの木材を採取する会社に対して、新たなレポート義務が発生する。これらの会社は、総額 100,000 スイスフラン以上の現金及び現物を政府当局に支払った場合、当該支払いに関するレポートを公表しなければならない。一次産品の採取を行うのではなく、取引を行うに過ぎない会社については、新たなレポート義務の対象とはならない。但し、連邦議会は、取引を行うに過ぎない会社についても、レポート義務の対象に含める権限を有する。紛争鉱物及び児童労働に関するデュー・デリジェンスレポート及びコンプライアンスレポートの場合と同様に、当該レポートは、取締役会の承認を受け、少なくとも 10 年間、公衆の閲覧に供されなければならない。

新 ESG 法違反に対する責任

新 ESG レポート制度の不遵守は、刑事責任の対象となる。不遵守には、①新たに提出が求められるレポート、一般的な ESG レポート、若しくは紛争鉱物及び児童労働の分野におけるデュー・デリジェンス措置の遵守に関するレポートにおいて虚偽の記述を含めること、②これらのレポートを発行しなかったこと、又は③これらのレポートの記録を保持せず若しくは公表しなかったことが含まれる。これらの行為のいずれかが故意により行われた場合、上限 100,000 スイスフランの罰金が科せられ、過失により行われた場合には、上限 50,000 スイスフランの罰金が科せられる。

さらに、ESG のデュー・デリジェンスやレポートの不備は、現存する枠組み、すなわち、スイス債務法第 754 条に基づく取締役及び役員責任を根拠とする民事責任を発生させる可能性がある。リスク管理義務の特異性が高まることで、アクティビスト株主の標的となりやすくなり、成功のハードルは極めて高いものの、アクティビスト株主による訴訟提起の動機となることが考えられる。例えば、サプライチェーンでの紛れもない児童労働が公表され、その否定的報道が事業の喪失につながる場合において、アクティビスト株主から、「コンプライアンス・プログラムの欠陥によって会社に損害を与えたので、役員及び取締役会はその責任を負うべきである」という主張がなされる可能性がある。

同様に、法律自体が、デュー・デリジェンス義務の適用範囲についてその子会社等の事業活動を含めて判断する旨を規定していることを考慮すると、子会社の危険性の高い法域での活動に対してスイス親会社に責任を持たせるために、スイス債務法第 55 条に基づく既存の企業本人責任 (principal's liability) 又は他の責任の枠組みがより確信的に使用される可能性を完全に無視することはできない。

今後のアクション

人権や環境問題に関する企業の役割についての議論は、必ずしも同じペースで全ての場所で進展しているわけではないが、議論の方向性は明白である。人権及びより広範な社会・環境に対する企業の影響の分野では、ソフト・ローのハード・ロー化の傾向が見られ、この傾向は今後も継続していく。そのため、ある義務について、それがソフト・ローであるか否か等といった法的ニュアンスの分析に力を注ぐのではなく、子会社等を含めた企業が ESG の懸念に効果的に対処するために採りうる方策について、注力して検討すべきである。

十分に文書化され、効果的なコンプライアンス・プログラムを開発し、維持するという一般的に推奨される対応に加えて、近い将来、以下の点に特に注意を払うことを提案する。

- ESG リスク（会社の事業活動がもたらす悪影響や会社が直面する法的リスクを含む）に関連して、取締役会レベルでの適切なリーダーシップを確保するためのガバナンスを再検討し、必要に応じて調整する。
- スイスと海外市場の両方で、ESG リスク管理義務の分野における法規制体系の増強に関連して、その監視及び継続的なアドバイスに責任を持つ機関を定める。この点に関して、法務部門及び／又はコンプライアンス部門を含む部門をまたぐ共通の責任制度に移行することを検討する。
- 自社のリスク分類の枠組みの中で適切に ESG リスクに対処するため、既存の企業リスク・フレームワーク（リスクに対処するための関連対策も含む）を再検討し、必要に応じて調整する。
- 十分なリスク評価に基づき、関連会社や第三者を含むサプライチェーンや流通ネットワーク全体にわたる ESG リスク管理方針及びプロセスを

再検討し、必要に応じて調整する。この点に関して、ESG リスク要因に対処するために、第三者・仲介業者に対するデュー・デリジェンスの枠組みを拡張、深化させ、サプライチェーンの第2段階及び第3段階に対しても同様の対応を行う。紛争鉱物と児童労働に特に焦点を当て、第三者保証を検討する。

- ESG リスク要因及びこれらのリスクに対処するために採る措置に関するレポートを再検討し、必要に応じて調整する。レポートとの関連で内部保証プロセスを導入する。
- COVID-19による混乱が継続していることを踏まえ、必要とされる有効性及び文書化基準を確保しつつ、増加しているリモートによる実行を許容するため、コンプライアンス・プログラムの設計を再検討し、必要に応じて調整する。そのためには、現場レベルでの再検討ではなく、事前に定めたリスク要因に沿った本社等での集中的なデータ収集の度合いを高める必要があるかもしれない。

[最初のページに戻る](#)